

## 見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

### ○様式

様式の指定はありませんが、御社で通常使用されている見積書にて提出して下さい。  
なお、法人名又は商号、所在地、代表者氏名、押印及び見積額は必須記載事項となっております。  
また、掲示番号を必ず右肩に記載してください。（見積公告別紙掲示番号参照）

### ○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）  
見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

### ○参加資格

事前に過去に制作したテレビ・映画・官公庁、公法人及び企業の社内教育関係等の作品1点を  
令和7年9月2日（火）18時必着にて仕様書記載の所管部署あて提出する必要があります。

### ○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 お客様サービス推進部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

### ○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必須記載事項と必要記入事項が記入されていることを  
確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。  
（落札した場合は、後日原本を提出してください。）

※番号誤りが多くなっております。特に「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、  
0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いいたします。  
（「0（ゼロ）」を押して忘れずと、別の番号に送信される恐れがあります。）

#### 【必要記入事項】

① 公告日（8月27日）、案件名

※なお、案件名については、別紙「案件名称」を記載してください。

② 法人名又は商号、所在地、電話番号、ファクシミリ番号及び担当者名

※通常使用されている見積書に記載のない部分は、送信票等に適宜お書き添えください。

### ○見積書提出前に見積書の見積額の記載内容について、再度ご確認をお願いします。

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。  
決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。  
また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

### ○見積書提出期限 令和7年9月9日（火）午前11時まで（必着）

※見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

### ○決 定 日 令和7年9月11日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

見積書提出に関する連絡先：日本年金機構本部調達管理部契約グループ 榎本・田村

電 話：03-6892-0722

仕様書の内容に関する連絡先：仕様書に記載の所管部署

「多言語通訳サービスの概要動画」及び「多言語通訳サービスの概要リーフレットのデザイン」作成業務  
仕様書

日本年金機構 お客様サービス推進部  
令和7年8月

## 1 委託業務の概要

### (1) 目的

年金事務所への来所時や、ねんきんダイヤル等（以下「コールセンター」という。）に電話される場合に、多言語通訳サービスを利用して年金相談できることを外国人のお客様へ周知・広報することを目的に動画やリーフレットを作成するものである。作成した動画は厚生労働省 YouTube へのアップロード及び日本年金機構（以下「機構」という。）の公式 X（旧 Twitter）や Facebook への投稿で使用する予定である。

なお、リーフレットは、年金事務所や市区町村に設置するほか、外国人のお客様へのお手紙送付時の同封等を想定している。

### (2) 業務概要

別紙（「多言語通訳サービスの概要動画」及び「多言語通訳サービスの概要リーフレットのデザイン」作成業務概要）を参照

※なお、本仕様書において、別添と記載している場合は全て別紙の別添を指す。

## 2 委託業務の実施期間

令和 7 年 9 月 1 1 日（履行開始日）～令和 8 年 1 月 3 0 日（履行終了日）

## 3 納品日

### (1) 多言語通訳サービスの概要動画

令和 8 年 1 月 1 3 日（火）

別添 1－1 を参考とした動画（3 分～5 分程度の内容）及び別添 1－2 を参考とした動画（15～45 秒程度のもの）の計 2 本の動画を作成し、「6 納品物」（1）、（2）、（4）のものを納品すること。

### (2) 多言語通訳サービスの概要リーフレットのデザイン

令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）

別添 3 を参考としたリーフレットを作成し、「6 納品物」（3）、（5）のものを納品すること。

## 4 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る。）

## 5 納品先

納品物を格納した DVD-R 及びセキュア USB は、「7 所管部署」に納品すること。

## 6 納品物

(1) 別添 1－1 を参考とした動画及び別添 1－2 を参考とした動画の映像データについて、MP4 形式で DVD-R（正副各 2 枚）に格納したもの。

(2) 別添 1－1 を参考とした動画及び別添 1－2 を参考とした動画の映像データについて、MP4 形式でセキュア USB に格納したもの。

(3) 別添 3 を参考として作成したリーフレットの原稿データについて、PDF 形式をセキュア USB に格納したもの。

(4) 別添 1－1 を参考として作成した動画、別添 1－2 を参考として作成した動画作成時に使用した素材（作成した画像、図表、イラスト等は単体で利用可能な JPEG 形式）をセキュア USB に格納したもの。

(5) 別添 3 を参考に作成したリーフレット作成時に使用した素材（作成した画像、図表、イラスト等は単体で利用可能な JPEG 形式）をセキュア USB に格納したもの。

## 7 所管部署

日本年金機構お客様サービス推進部コールセンター管理グループ

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-6892-0811

担当：竹田 ([takeda-riko-84s@nenkin.go.jp](mailto:takeda-riko-84s@nenkin.go.jp))

大山 ([ooyama-naoki-4tm@nenkin.go.jp](mailto:ooyama-naoki-4tm@nenkin.go.jp))

高橋 ([takahashi-takahiro01-u5c@nenkin.go.jp](mailto:takahashi-takahiro01-u5c@nenkin.go.jp))

## 8 秘密の保持（守秘義務）

従事者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならないこと。なお、本業務終了後においても同様とすること。

- (1) 受託事業者は、機構から貸与された書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託事業者は、機構から貸与された書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、特定の事務室に保管するものとし、管理にあたっては、紛失・破棄等がないように最善の注意を払うこと。  
また、機構から返却の求めがあった場合は、速やかに応じなければならない。
- (3) 不正の利益を得る目的、もしくは機構又は受託事業者に損害を与える目的を持って違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を機構に報告しなければならない。

## 9 データの保護

受託事業者は、各種書類および成果物等を破棄または外部へ持ち出さないこと。

また、原則として、私物（筆記用具以外）、個人所有のパソコンや写真機能付き携帯電話等、データのコピーや送受信が可能な機器等を作業室に持ち込まないこと。

## 10 第三者への再委託

### (1) 再委託先の監督等

- ① 本業務の一部を再委託しようとするときは、事前に機構の承認を得なければならない。
- ② 機構は、受託事業者が再委託先の監督を適正に行っているか監督する。再委託先の監督は受託事業者が行うこと。
- ③ 再委託先が受託事業者との契約書及び仕様書に違反した場合については、再委託の承認を取り消すものとする。
- ④ 当該業務の全部又は主体的部分を第三者に再委託（以下、「再委託」という。）しないこと。本業務における主体的部分とは、制作に関する企画、立案、編集作業（仕様書に基づき、情報の整理、構成を行い、本動画をまとめあげる作業）、機構との調整・打合せ、進行スケジュールの管理及び作業品質の確保及び進行管理を円滑に進めるための実施体制の確保（至急の場合や機構の必要に応じた実施体制の確保を含む）とする。

### (2) 遵守事項

- ① 再委託先に対する仕様書については、本仕様書に定める条件を必ず規定すること。
- ② 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。
  - (ア) 受託事業者の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限
  - (イ) 機構の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限
  - (ウ) 再委託先における個人情報の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止

- (エ) 再委託先における個人情報保護のための体制の整備及び安全管理措置
- (オ) 再々委託の禁止
- (カ) 漏えい等が発生した場合の受託事業者の責任体制

#### 1 1 再委託に関する手続き

再委託に関する申請については、任意様式により再委託開始予定日の5営業日前までに「7 所管部署」に提出し、事前に機構の承認を得ること。

#### 1 2 仕様書等の明確化等

- (1) 仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時、又は仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、機構と受託事業者は協議の上、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交わすこととする。
- (2) 上記(1)の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託事業者が協議の上決定することとする。
- (3) 実績及び評価結果の公表  
機構は、委託業務の終了後、当該業務の実績及び評価結果（受託事業者名、契約実績額等を含む。）を機構のホームページにより公表することがある。

#### 1 3 業務実績の確認

見積書提出業者は、見積書を提出するにあたり、テレビ・映画・官公庁、公法人及び企業の社内教育関係等の過去に制作した作品1点（作品が掲載されているリンク先の提出でも可）を令和7年9月2日（火）18時までに提出すること（必着）。提出方法については、「7 所管部署」へ郵送又はメールとする。なお、送付後は必ず「7 所管部署」の電話番号宛てに連絡すること。審査結果については、令和7年9月5日（金）までに担当者宛てに連絡することとする。

#### 1 4 その他

- (1) 受託事業者は、納品スケジュールを厳守するとともに、機構の要求に応じて作業の進捗状況を報告すること。
- (2) 納品物の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。なお、受託事業者は、当該著作権を機構に無償で譲渡するものとし、機構の許可なく当該動画及び動画で使用了画像を使用することはできない。また、受託事業者は著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て上記「7 所管部署」に行うこと。
- (4) 本仕様書についての疑義が生じた場合、令和7年9月2日（火）12時までに提出すること。また、疑義に対する回答は令和7年9月5日（金）までに行う。
- (5) 本調達に係る一切の費用については、受託事業者の負担とする。
- (6) 納品は、平日の10:00～17:00の間に行うこと。
- (7) 納品された物品に重大な欠陥が発見された場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。
- (8) 受託事業者は、作業完了後速やかに成果物を納品し、検査を受けること。なお、納品検査に合格しなかった場合は、受託事業者の責任において作業をやり直し、再度、成果物を納品し検査を受けること。
- (9) 業務委託に際し、機構は業務研修を実施しない。
- (10) 本業務の履行期間中に外部監査が実施された場合は、機構の求めに応じ対応すること。

( 1 1 ) デザインについて、積極的に機構へ提案を行うこと。

「多言語通訳サービスの概要動画」及び「多言語通訳サービスの概要リーフレットのデザイン」作成業務概要

日本年金機構お客様サービス推進部  
令和7年8月

## 1 動画作成前

### (1) 動画作成スケジュールの提出

契約締結後、5営業日以内に本業務にかかる作成スケジュールを提出すること。

業務が円滑に実施できるよう業務全体の進捗管理、機構との連絡調整を行うこと。また、作成スケジュールの提出に併せて、進捗管理及び連絡調整等を行う統括管理責任者を設置すること。なお、統括管理責任者は受託事業者が直接雇用している者に限ることとし、後述の監督、ナレーターへ指示ができる立場の者でなければならない。

### (2) データの提供

スライド原稿（別添 1-1 及び 1-2）はパワーポイント形式、ナレーション原稿（別添 2-1 及び 2-2）は Word ファイル形式、リーフレット原稿（別添 3）はパワーポイント形式で機構が用意するセキュア USB メモリ（※）に格納のうえ、提供する（CD-R 等の電磁媒体に変更することがある）。

（※）セキュア USB メモリは、電磁データを格納する際、自動的に暗号化される外部磁氣的記録媒体であり、機構より貸与する。セキュア USB の引渡方法及びパスワード等の取扱いについては、別途機構より連絡する。

## 2 作成の概要（必読）

### (1) 「多言語通訳サービスの概要動画」の作成

① 別添 1-1、1-2 の動画案に記載している画像（以下①～⑬）について、動画全体を通して調和した内容となるよう、各①～⑬について、画像及びイラストや表などを各 2 点以上デザインして、機構に提案すること。なお、画像①～⑬以外に動画内で必要と思われる画像及びイラストや表があれば、機構に提案して、機構の確認を受け、デザインの作成を行うこと。また、提案及び制作において、既存のストックフォト素材等を用いる場合は、受託事業者側で権利を取得し、使用に問題ないものとする。

提案内容をもとに、初回打ち合わせ時（日程は契約締結後に調整する）までに絵コンテ（様式は任意、初回提出時はラフ画での提出も可）を提出すること。

なお、視聴者が最後まで視聴したくなるような創意工夫を講ずるべく、デザインした画像にモーショングラフィックやアニメーション等を駆使して動きをつけること。

| 別添 1-1 | 別添 1-2 | 画像内容                                                                                                                                             |
|--------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| # 1-1  | # 1-1  | ①外国人のお客様に目を惹いてもらえる内容及び通訳サービスだとわかる内容の画像                                                                                                           |
| # 1-2  | # 1-2  | ②「あなた（外国人のお客様）」がわかる画像<br>③「年金事務所の人」がわかる画像<br>④「電話に出た人」がわかる画像<br>⑤「通訳する人」がわかる画像<br>⑥矢印、ふきだし、受話器の画像<br>⑦「あなた（外国人のお客様）」が電話前は困っていたが、電話後に解決したことがわかる画像 |
| # 3-1  |        | ⑧「月・火・水・木・金」がわかる画像<br>⑨「午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分まで」がわかる画像                                                                                      |
| # 3-2  |        | ⑩「週のはじめの日」がわかる画像<br>⑪「午後 7 時 まで」がわかる画像<br>⑫「第 2 土曜日」がわかる画像<br>⑬「午前 9 時 30 分 から 午後 4 時 まで」がわかる画像                                                  |

|                   |         |                                                                                                                                      |
|-------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| # 4 - 1           |         | ⑭「年金事務所でお客様が相談していること」がわかる画像                                                                                                          |
| # 4 - 2           |         | ⑮「お客様が電話で相談していること」がわかる画像                                                                                                             |
| # 5 - 1 ~ # 5 - 9 | # 3 - 1 | ⑯「年金事務所」がわかる画像<br>※「あなた（外国人のお客様）」、「年金事務所の人」、「通訳する人」、矢印、ふきだし、受話器、「あなた（外国人のお客様）」が電話前は困っていたが、電話後に解決したことがわかる画像は# 1 - 2と同様のもので作成すること。     |
| # 6 - 1 ~ # 6 - 9 | # 3 - 2 | ⑰電話がつながっていることがわかる画像<br>※「あなた（外国人のお客様）」、「電話に出た人」、「通訳する人」、矢印、ふきだし、受話器、「あなた（外国人のお客様）」が電話前は困っていたが、電話後に解決したことがわかる画像は# 1 - 2と同様のもので作成すること。 |

- ② 受託事業者は別添 1 - 1 及び別添 1 - 2 のスライドを参考としてパワーポイントまたは動画専用ソフトにて動画を作成すること。
- ③ 各動画内に以下の内容は必ず入れること。
  - ・日本年金機構のロゴマーク（別添 1 - 1 の# 1、別添 1 - 2 の# 1）
  - ・各言語の文字（別添 1 - 1 の# 2、別添 1 - 2 の# 2）  
※ 1 1 言語の文字は、画像データ（JPEG 形式）で提供する。
  - ・電話で相談するときの 3 つの電話番号（別添 1 - 1 の# 6 - 2、別添 1 - 2 の# 3 - 2）
  - ・日本年金機構ホームページ内にて、通訳サービスを紹介している日本語・英語ページの二次元コード及びリンク（別添 1 - 1 の# 7、別添 1 - 2 の# 4）  
※二次元コードは、画像データ（JPEG 形式）で提供する。
- ④ 動画については静止画のスライドにナレーションを吹き込むだけではなく、重要なポイントを拡大する、説明している部分を赤枠で囲う等、視聴者の気を引くような編集をすること。  
なお、作成に当たっては、見やすい動画構成に配慮するとともに、外国人のお客様に見る気を起こさせ、興味を引くような内容・構成とするため、他の動画との視覚的差別を図るようなイラストなどのデザインについて、積極的に機構へ提案を行うこと。
- ⑤ 動画の編集レベルは右記の動画（厚生労働省 YouTube チャンネル「1. 3分で読み解く！令和 6 年版労働経済白書（令和 6 年版 労働経済の分析）」を想定しており、最低でもこのレベルの編集を厳守すること。
- ⑥ 別添 1 - 1 及び別添 1 - 2 に記載している日本語の文言を修正する場合は、機構に原稿案の提出を行い、機構の確認を受け、機構の指示に基づき原稿の修正を行うこと。なお、本動画は、外国人のお客様に伝わることを目的としているため、「やさしい日本語」での作成を心がけること。（参考資料：在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン【出入国在留管理庁ホームページ】）

（2）「多言語通訳サービスの概要動画」のナレーションの収録

- ① 動画のナレーション原稿は別添 2 - 1 及び別添 2 - 2 を使用すること。
- ② 別添 2 - 1 及び別添 2 - 2 に記載しているナレーション原稿を修正する場合は、機構に原稿案の提出を行い、機構の確認を受け、機構の指示に基づき原稿の修正を行うこと。なお、本動画では、外国人のお客様に伝わることを目的としているため、「やさしい日本語」での作成を心がけること。（参考資料：在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン【出入国在留管理庁ホームページ】）

(3) 「多言語通訳サービスの概要リーフレットのデザイン」の作成

- ① 規格はA4判、片面・カラーとすること。
- ② 各リーフレット内に以下の内容は必ず入れること。
  - ・日本年金機構のロゴマーク
  - ・日本年金機構ホームページ内にて、通訳サービスを紹介している日本語・英語ページの二次元コード及びリンク※二次元コードは、画像データ（JPEG形式）で提供する。
- ③ 別添3はあくまでも参考例であり、外国人の気を引くようなデザイン、レイアウトを作成すること。
- ④ リーフレットは、「多言語通訳サービスの概要動画」と一体感のあるデザインにすること。
- ⑤ 別添3に記載しているリーフレットの原稿を修正する場合は、機構に原稿案の提出を行い、機構の確認を受け、機構の指示に基づき原稿の修正を行うこと。なお、本動画では、外国人のお客様に伝えることを目的としているため、「やさしい日本語」での作成を心がけること。（参考資料：在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン【出入国在留管理庁ホームページ】）

3 作成にあたっての注意事項

以下の注意事項に基づき制作すること。

(1) 動画

- ① 動画は別添1-1及び1-2を参考に作成し、視聴者の気を引くようにイラストの変更及び加工を適宜行うこと。ただし、動画化時に見えづらくなる等不具合が生じる場合は、機構へ報告の上、判断を仰ぐこと。
- ② 機構が提供するナレーション原稿（別添2-1及び2-2）を基にナレーション及び字幕テロップを挿入すること。原則、ナレーションと字幕テロップは同内容とする。
- ③ 別添1-1は、YouTubeへの掲載を想定しているため、3分～5分程度で作成すること。別添1-2は、日本年金機構公式X（旧Twitter）やFacebookへの投稿を想定しているため、15～45秒程度で作成すること。

(2) 編集

- ① 編集にあたっては、機構と適宜協議の上実施するものとし、動画編集の中間及び最終段階において、機構の確認・検証を最低各1回ずつ行う。なお、確認・検証の結果、修正があった場合、受託事業者は機構の指示に基づき、修正を行い、再度機構の確認・検証を受けることとする。
- ② モーショングラフィックやアニメーション等を駆使して、視聴者が最後まで視聴したくなるような創意工夫を講じること。
- ③ 外国人のお客様、視覚・聴覚障害者の方にも内容が伝わるよう、編集を工夫すること。
- ④ 男女共同参画等の視点を踏まえた公的広報として作成すること（参考資料：男女共同参画の視点からの公的広報の手引き【内閣府男女共同参画局発行】）。
- ⑤ 編集全般（映像・音楽・音声（ナレーション含む。）・テロップ入力等）を行うこと。
- ⑥ カラー映像・デジタル録音・デジタル編集とすること。
- ⑦ 動画構成上、SE、音楽を挿入する際は、著作権フリーのものを使用すること。
- ⑧ 画面アスペクト比は16：9とし、画質はハイビジョン対応の規格とすること。
- ⑨ 作成した動画は、機構ホームページ及び厚生労働省YouTubeチャンネルに掲載する。映像制作ではその点を考慮した上で演出上の工夫を凝らすこと。（厚生労働省YouTubeチャンネルへの掲載期間については無期限とする）。
- ⑩ スマートフォン画面で視聴する者に配慮し、見やすい画面構成・内容とすること。
- ⑪ 動画に実在する人物、民間企業、商品を登場させてはならない。
- ⑫ 本動画は、主に、外国人のお客様や、日本にいられて間もない外国人のお客様、これから日本に来る予定の外国人のお客様を対象としたものであるため、「やさしい日本語」を用いたり、イラストで伝えるように工夫を凝らすこと。（参考資料：在留支援のためのやさしい

(3) 監督・ナレーター

- ① 監督は、過去に同様（類似）の作品（テレビ・映画・官公庁・公法人の広報関係等）を制作した経験を有する者としてすること。
- ② ナレーターは、事前に複数の候補者を機構へ提示すること。その際は、候補者ごとの経歴及び音声データを併せて機構へ提出すること（直接面談可）。なお、機構において、受託事業者から提示された候補者に適正な者がいないと判断した場合、受託事業者は、再度、他の複数の候補者を速やかに機構へ提示すること。
- ③ ナレーターは女性とし、3年以上のナレーター経験を有し、過去に同様（類似）の作品（テレビ・映画・官公庁・公法人の広報関係等）にナレーターとして出演した経験を有しており、そのイメージと本動画の作成内容が乖離していない者であること。なお、AIは使用しないこと。
- ④ ナレーターについて、国民年金保険料の未納がないこと。なお、ナレーターは、正式決定後に別紙1「申立書」及び別紙2「誓約書」を提出すること。
- ⑤ 本動画は、主に、外国人のお客様や、日本にいられて間もない外国人のお客様、これから日本に来る予定の外国人のお客様を対象としたものであるため、ゆっくりと話す等、外国人の方にも伝わるよう工夫を凝らすこと。

(4) その他

- ① 受託事業者は、動画作成・編集作業前に機構を含めたキックオフミーティングの場を速やか（原則契約締結後10営業日以内）に設けること。
- ② 動画作成・ナレーション録音を行う場所については作業開始前に、事前に機構の承認を受けること。
- ③ ナレーション録音時には、機構が立ち会うものとし、修正があった場合は、その場で修正を行うこととする。なお、録音場所がナレーターの自宅等、立ち合いが困難な場合は、録音したデータを機構にて確認し、確認の結果、修正があった場合は、修正対応ができるような体制を構築すること。
- ④ 動画作成に必要な機材等は、全て必要に応じ受託事業者が選定し、準備・確保すること。
- ⑤ 受託事業者は、従事者が業務に従事する前までに、守秘義務に関する別紙2「誓約書」を従事者から徴取のうえ、提出すること。
- ⑥ 納品の際、映像データはMP4形式でDVD-R（正副各2枚）及びセキュアUSBに格納すること。なお、機構と協議のうえ、タイトル、収録時間等をラベル印刷すること。
- ⑦ ⑥で作成したDVD-R（正副各2枚）は、ハードケースに入れ、破損防止対策を講じたうえで納品すること。
- ⑧ 動画で利用している画像等は、今後機構が作成するリーフレット等への利用も検討しているため、2次使用を許諾すること。

## 申立書

私は、日本年金機構と株式会社〇〇〇〇〇との間で契約の締結がなされた「多言語通訳サービスの概要動画」及び「多言語通訳サービスの概要リーフレットのデザイン」作成業務におけるナレーション担当として作成に携わるに当たり、次の事項について申し立ていたします。

### 記

過去2年間、公的年金制度に加入し、その期間にかかる国民年金保険料等の未納付はありません。

令和 年 月 日

日本年金機構 お客様サービス推進部長 殿

住所

氏名

印

## 誓約書

私はこの度、日本年金機構（以下「機構」という。）の「多言語通訳サービスの概要動画」及び「多言語通訳サービスの概要リーフレットのデザイン」作成業務に従事するにあたり、守秘義務に関する本誓約書を厳守します。

### 第 1 条（守秘義務の誓約）

私は、業務上の目的以外の目的で、機構の許可なくして、弊社職員で本件に直接関与していない者に対しても、私が知り得た、すべての事項・情報（以下「秘密情報」という。）を開示、漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束します。

### 第 2 条（資料の返還等）

私は、守秘義務を厳守するため、機構により、保管を許された資料一切の保管を厳重に行うことを約束し、機構により返還を要求された場合、これらの資料及びそのコピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還することを約束します。

### 第 3 条（契約終了後の守秘義務）

機構との契約終了後といえども、第 1 条記載の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用しないことを約束します。

令和    年    月    日

日本年金機構    お客様サービス推進部長    殿

住所

事業所名

代表者名

印

がいこくじん

外国人の みなさまへ

でんわ

電話を

つか

使った

つうやく

通訳サービス

— Interpretation Service —



日本年金機構

Japan Pension Service

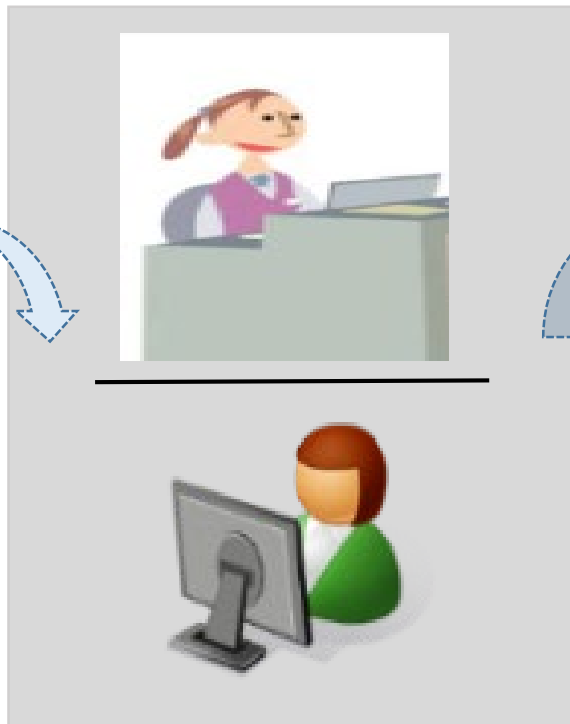
がいこくじん

外国人の みなさまへ

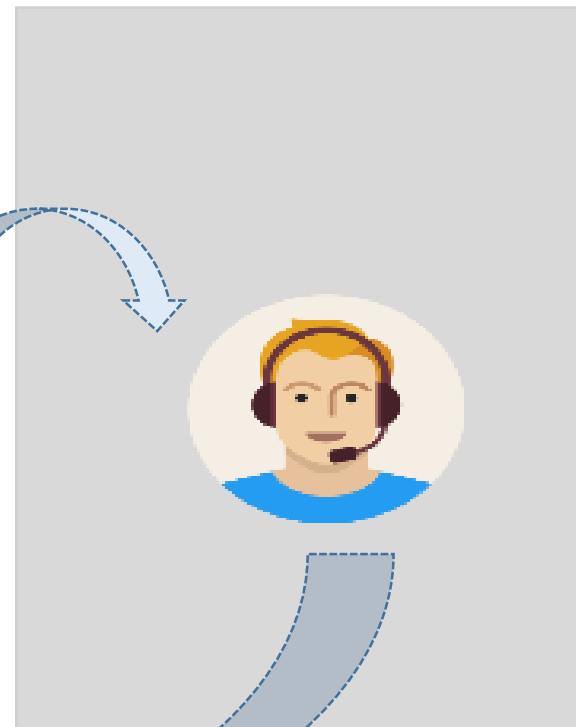
あなた



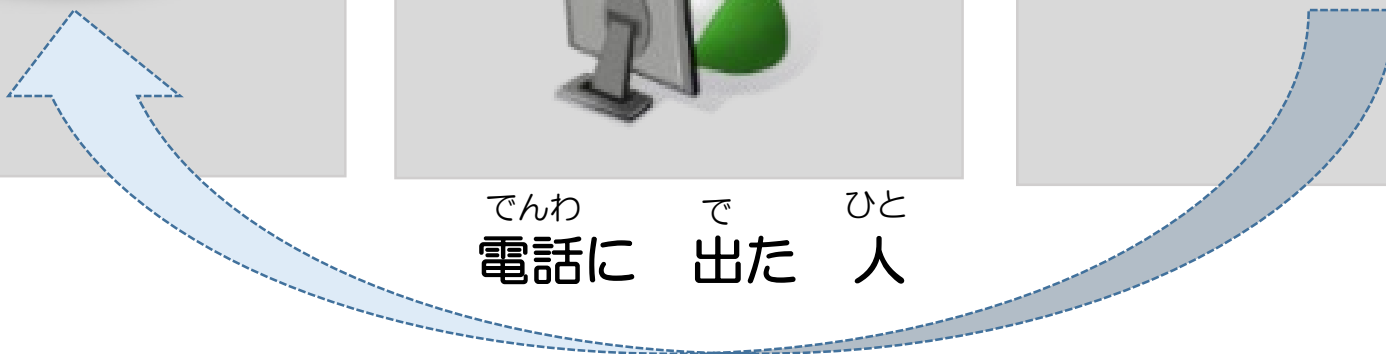
ねんきんじむしょ  
年金事務所の ひと



つうやく  
通訳する ひと



でんわ  
電話に 出た ひと



でんわ つか つうやく はな  
電話を 使った 通訳サービスに ついて お話します。

にほんご  
日本語

ポルトガル語  
(Português)

インドネシア語  
(Bahasa Indonesia)

えいご  
英語  
(English)

スペイン語  
(Español)

タイ語  
(ภาษาไทย)

ちゅうごくご  
中国語  
(中文)

タガログ語  
(Tagalog)

ネパール語  
(नेपाली)

かんこくご  
韓国語  
(한국어)

ベトナム語  
(Tiếng Việt)

ミャンマー語  
(မြန်မာဘာသာ)

いろいろな 国の 言葉で 年金の 相談が できます。  
相談は、無料です。

・「月・火・水・木・金」がわかる画像

・「午前 8 時30分から 午後5時15分  
まで」がわかる画像

つか 使える じかん 時間は、ねんきんじむしょ 年金事務所が あ 開いている ときです。

えいご しゅう ひ ごご じ つか  
英語は 週の 最初の 日、午後7時まで 使えます！

・「週のはじめの日」がわかる画像

・「午後7時 まで」がわかる画像

えいご だい どうようび ごぜん じ ぷん ごご じ つか  
英語は 第2土曜日は、午前9時30分 から 午後4時 まで 使えます！

・「第2土曜日」がわかる画像

・「午前9時30分から 午後4時 まで」  
がわかる画像

えいご じかん  
英語は こちらの 時間も 使えます。

- ・「年金事務所でお客様が相談していること」がわかる画像



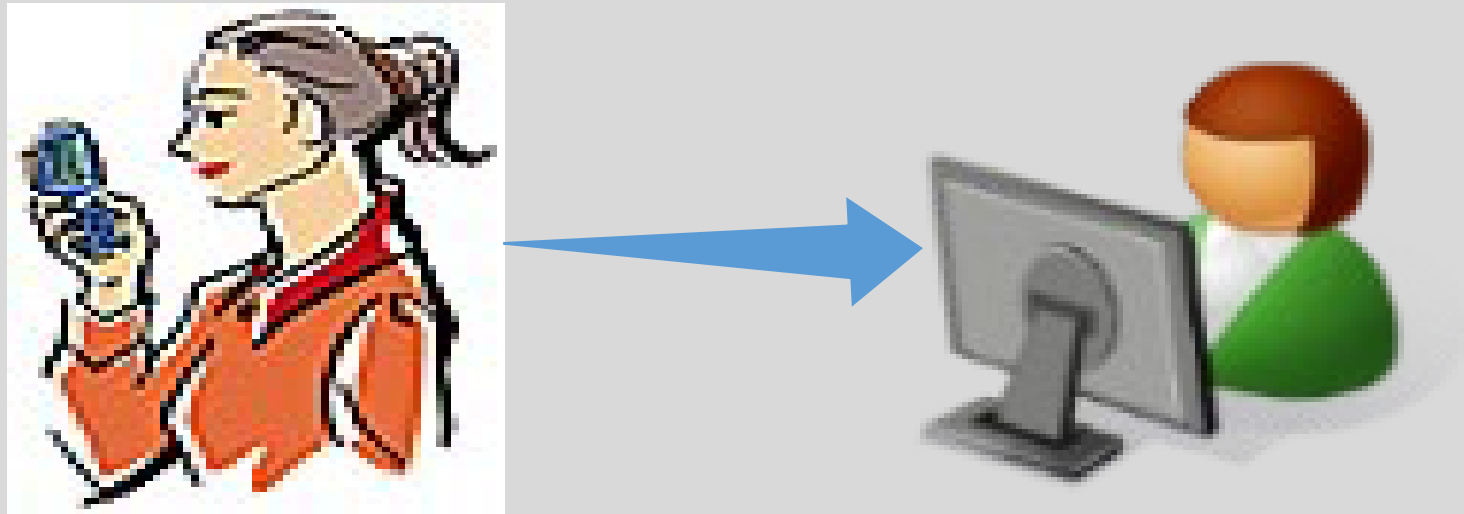
ねんきんじむしょ  
年金事務所の

まどぐち  
窓口で

そうだん  
相談する

ときや、

・お客様が電話で相談していることがわかるイラスト



でんわ      そうだん      つか  
電話で      相談する      ときに      使えます。

ねんきんじむしょ      そうだん  
年金事務所で      相談する      とき

ねんきんじむしょ      そうだん      つか      かた      はな  
年金事務所で      相談する      ときの      使い方を      お話します。

# ねんきんじむしょ 年金事務所で

# そうだん 相談する

# とき

ねんきんじむしょ  
年金事務所



あなた



① ねんきんじむしょ  
年金事務所に

あなたが

い  
行く。

# ねんきんじむしょ 年金事務所で そうだん 相談する とき

ねんきんじむしょ まどぐち  
年金事務所の 窓口

ねんきんじむしょ ひと  
年金事務所の 人



ねんきんじむしょ ひと つか ことば  
② 年金事務所の 人に 使いたい 言葉を しらせる。

# ねんきんじむしょ 年金事務所で

# そうだん 相談する

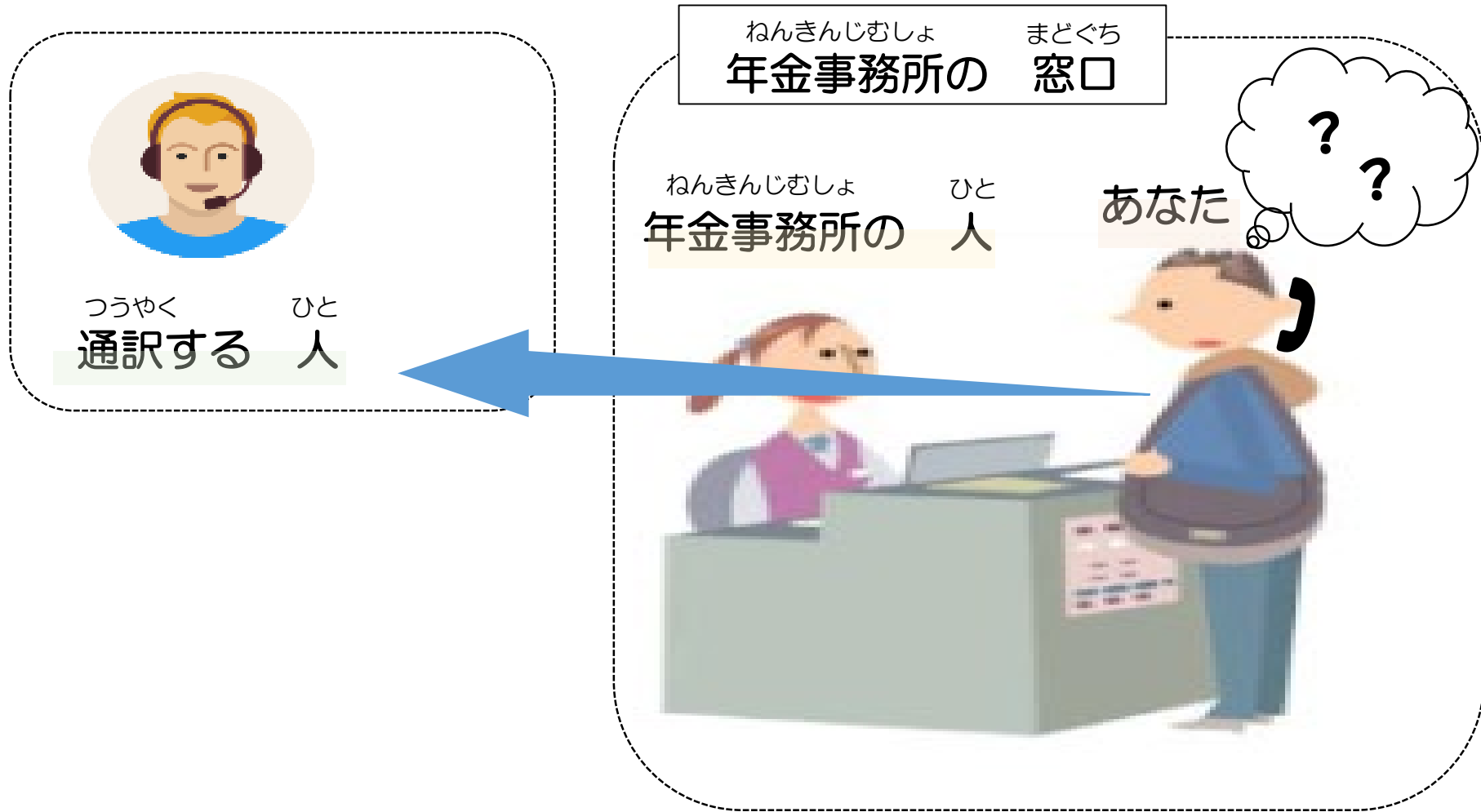
# とき



③ ねんきんじむしょ ひと つうやく ひと でんわ  
年金事務所の 人が 通訳する 人に 電話する。

# ねんきんじむしょ 年金事務所で

# そうだん 相談する とき

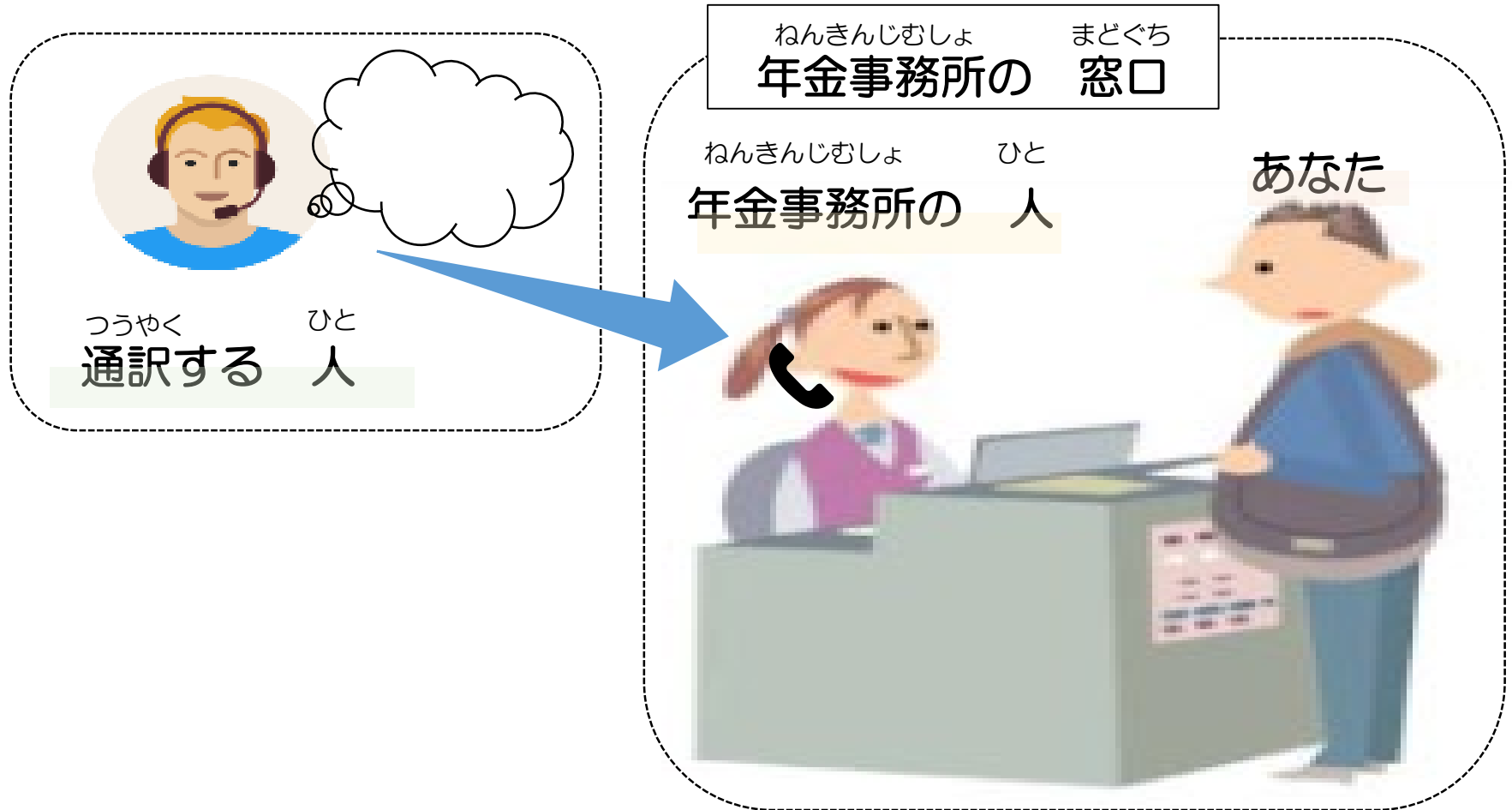


④ あなたが つうやく 通訳する 人 へ き 聞きたい ことを しらせる。

# ねんきんじむしょ 年金事務所で

# そうだん 相談する

# とき



- ⑤ つうやく ひと ねんきんじむしょ ひと  
通訳する 人が 年金事務所の 人に  
あなたが 聞きたい ことを しらせる。

# ねんきんじむしょ 年金事務所で

# そうだん 相談する

# とき

ねんきんじむしょ  
年金事務所の

まどぐち  
窓口

ねんきんじむしょ  
年金事務所の

ひと  
人

あなた  
??



つうやく  
通訳する

ひと  
人

ねんきんじむしょ

⑥ 年金事務所の

ひと  
人

つうやく  
通訳する

ひと  
人

こた  
答える。

# ねんきんじむしょ 年金事務所で

# そうだん 相談する

# とき

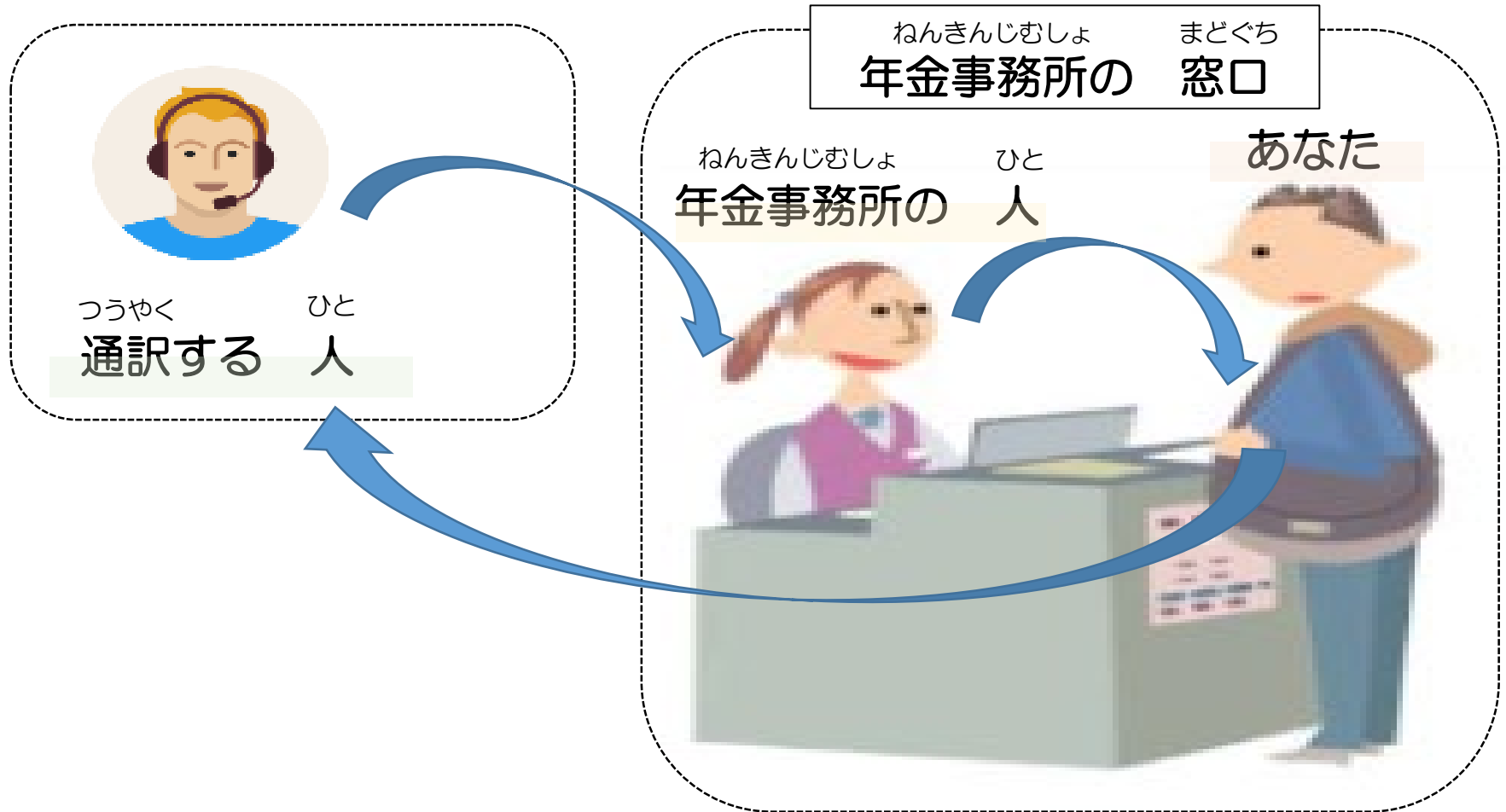


- ⑦ つうやく  
通訳する 人が あなたに ねんきんじむしょ  
年金事務所の 人が  
こた  
答えた ことを しらせる。

# ねんきんじむしょ 年金事務所で

# そうだん 相談する

# とき



⑧あなたが 聞きたい ことが なくなるまで  
繰り返して、終わる。

でんわ      そうだん  
電話で      相談する      とき

あなたが      でんわ      そうだん      つか      かた      はな  
電話で      相談する      ときの      使い方を      お話します。

でんわ  
電話で

そうだん  
相談する とき

こくみんねんきん

国民年金 のこと

0570-003-004

あなた



けんこうほけん

健康保険や

こうせいねんきんほけん

厚生年金保険の こと

0570-007-123

ねんきん

年金を もらう とき

だったいいちじきん

脱退一時金の こと

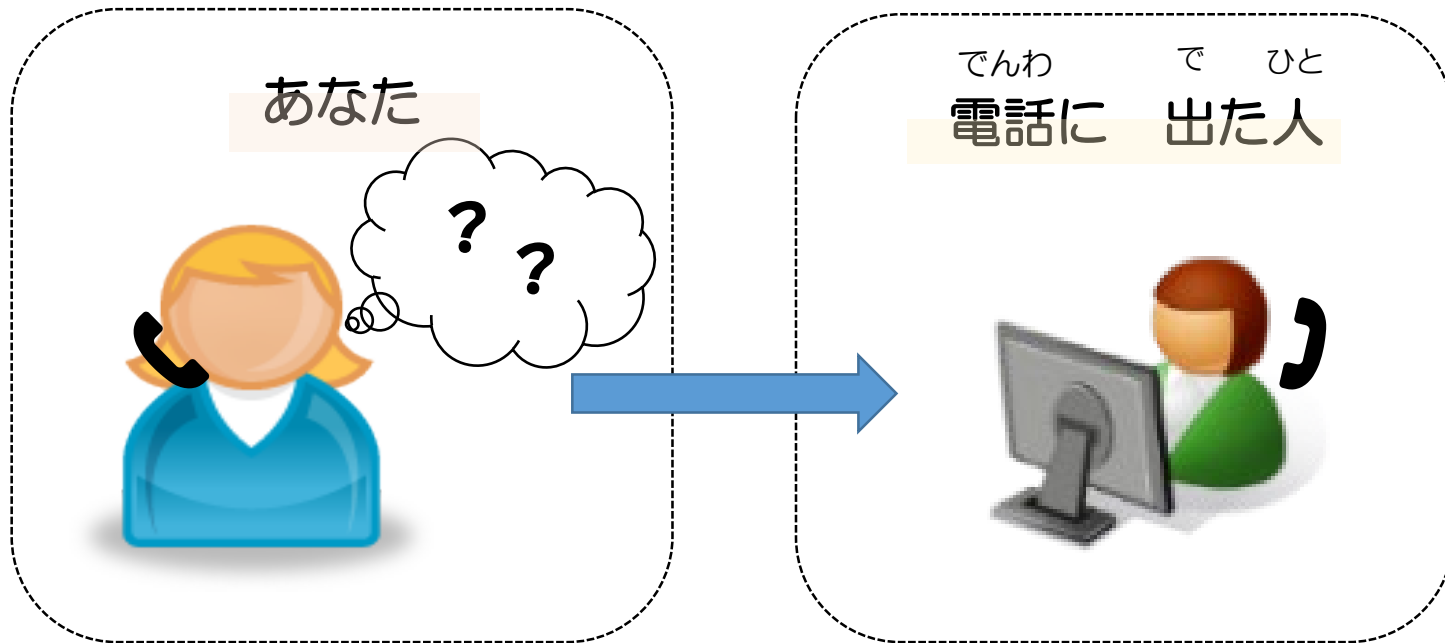
0570-05-1165

※海外から 電話する とき

03-6700-1165

① あなたが でんわ 電話する。

# でんわ 電話で そうだん 相談する とき



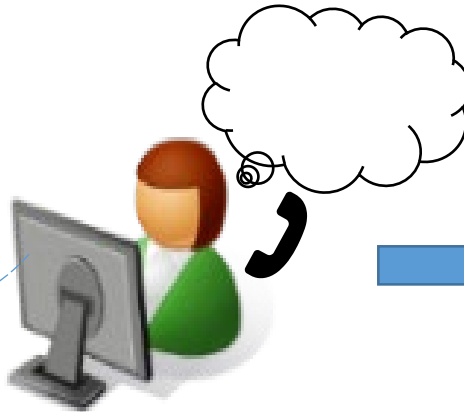
② あなたが でんわ 電話に で ひと  
つか 使いたい ことば 言葉を し 知らせる。

# でんわ 電話で そうだん 相談する とき

あなた



でんわ で ひと  
電話に 出た人

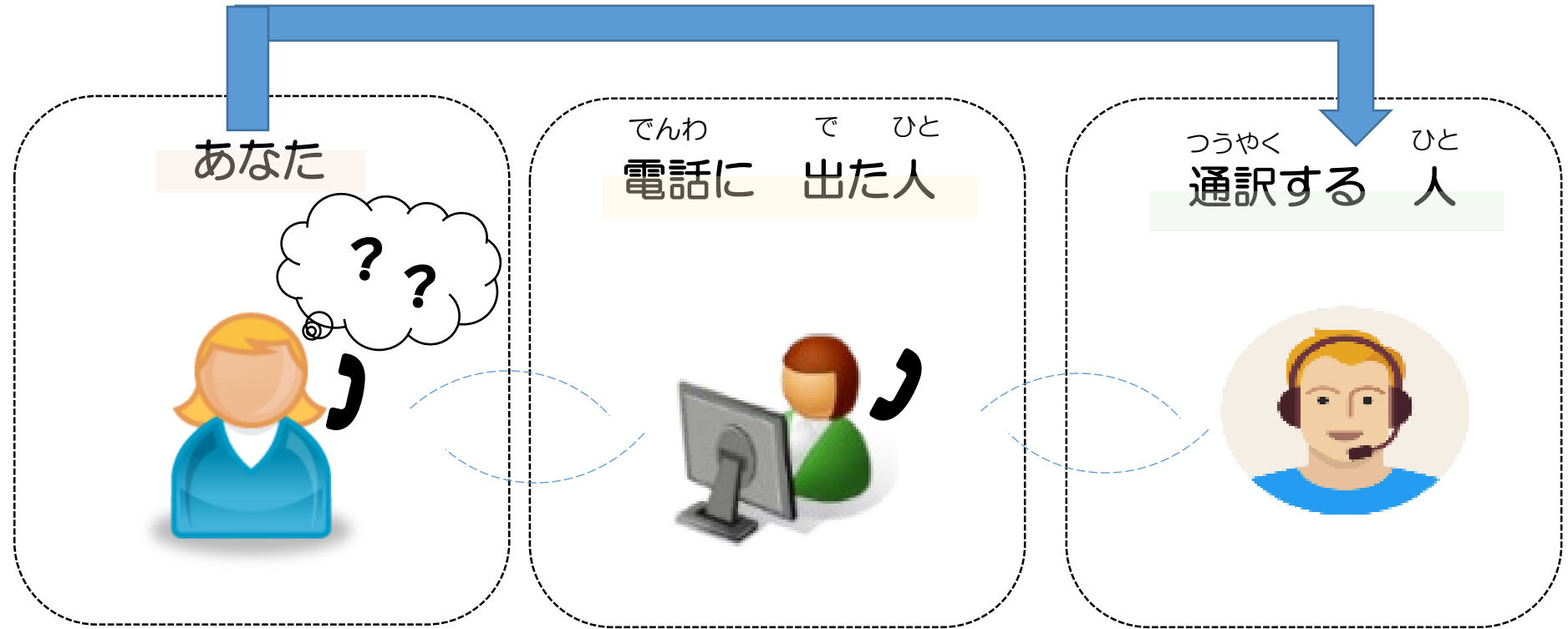


つうやく ひと  
通訳する 人



③ でんわ で つうやく ひと  
電話に 出た人が 通訳する 人に  
あなたが つか 使いたい ことば 言葉を しらせる。

# でんわ 電話で 相談する とき



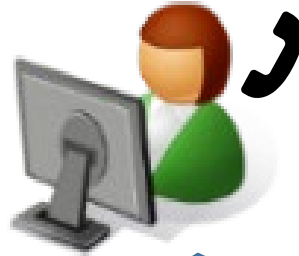
④ あなたが 通訳する ひと 人に 聞きたい ことを しらせる。

# でんわ 電話で そうだん 相談する とき

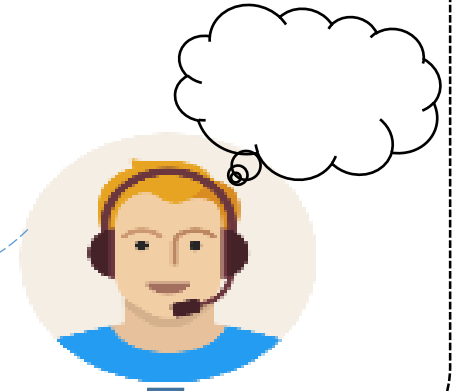
あなた



でんわ で ひと  
電話に 出た人



つうやく ひと  
通訳する 人



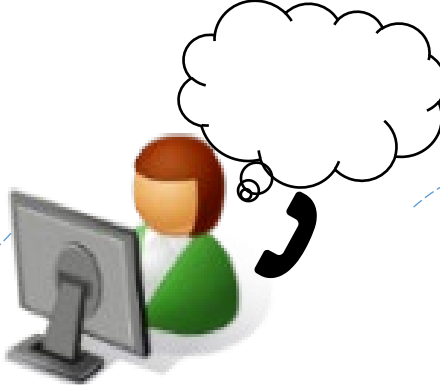
⑤ つうやく ひと でんわ で ひと  
通訳する 人が 電話に 出た人に  
あなたが 聞きたい ことを しらせる。

# でんわ 電話で そうだん 相談する とき

あなた



でんわ で ひと  
電話に 出た人



つうやく ひと  
通訳する 人



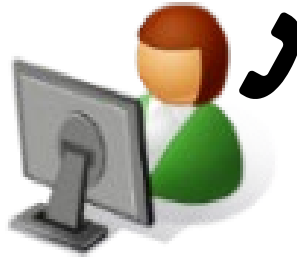
⑥ でんわ で ひと つうやく ひと こた  
電話に 出た人が 通訳する 人に 答える。

# でんわ 電話で そうだん 相談する とき

あなた



でんわ で ひと  
電話に 出た人



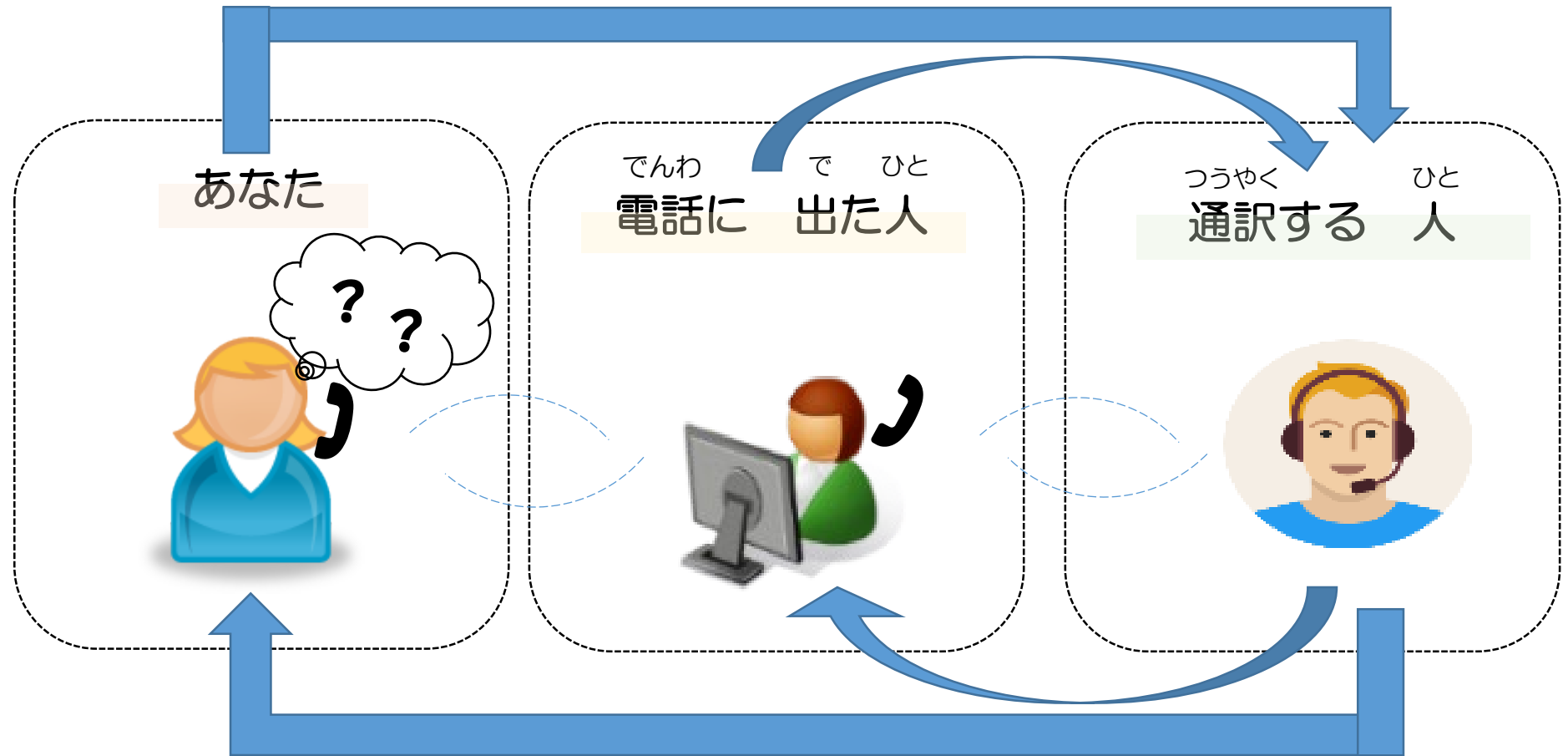
つうやく ひと  
通訳する 人



⑦ つうやく ひと  
通訳する 人が あなたに

でんわ で ひと こた  
電話に 出た人が 答えた ことを しらせる。

# でんわ 電話で そうだん 相談する とき



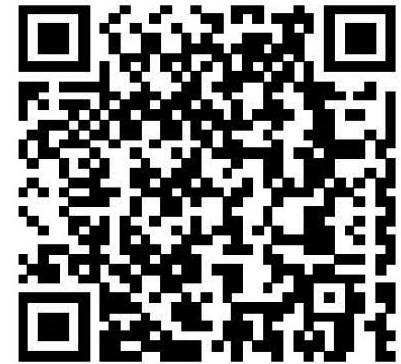
⑧ **あなた**が <sup>き</sup>聞きたい ことが なくなる まで  
<sup>く</sup>繰り返して、<sup>かえ</sup>終わる。

にほんご

 日本語の ページ

いろいろな 国（くに）の ことばで  
年金（ねんきん）の 相談（そうだん）ができます

[https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation\\_japan.html](https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_japan.html)



えいご

 英語の ページ

Consultations in multiple languages

[https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation\\_eg.html](https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_eg.html)



くわ

にっぽんねんきんきこう

み

詳しくは、日本年金機構の ホームページを 見て ください。

がいこくじん

外国人の みなさまへ

でんわ

電話を

つか

使った

つうやく

通訳サービス

— Interpretation Service —

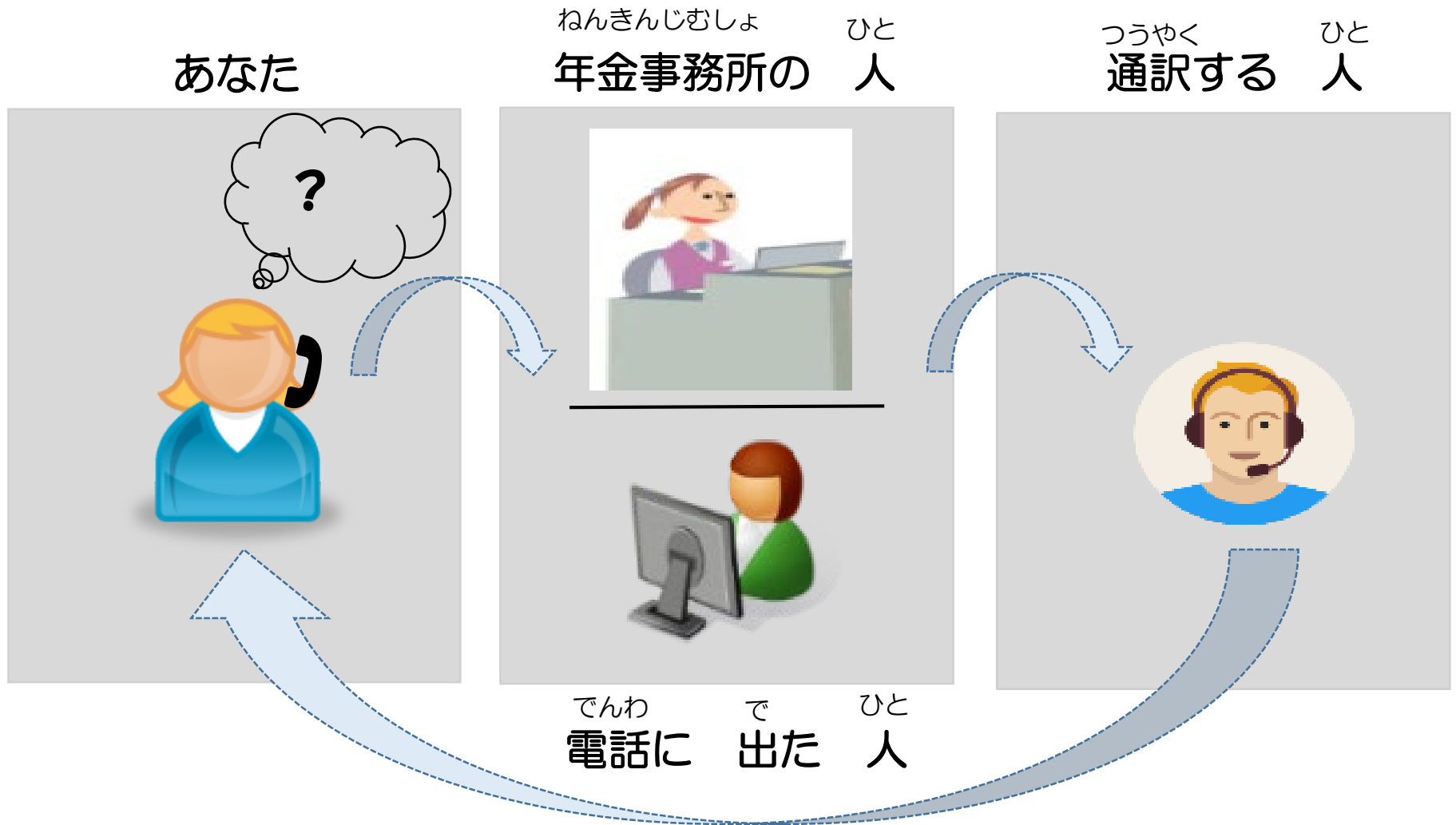


日本年金機構

Japan Pension Service

がいこくじん

外国人の みなさまへ



この動画では、日本年金機構の

でんわ 電話を つか 使った つうやく 通訳サービスに ついて はな お話します。

にほんご  
日本語

ポルトガル語  
(Português)

インドネシア語  
(Bahasa Indonesia)

えいご  
英語  
(English)

スペイン語  
(Español)

タイ語  
(ภาษาไทย)

ちゅうごくご  
中国語  
(中文)

タガログ語  
(Tagalog)

ネパール語  
(नेपाली)

かんこくご  
韓国語  
(한국어)

ベトナム語  
(Tiếng Việt)

ミャンマー語  
(မြန်မာဘာသာ)

いろいろな 国<sup>くに</sup>の 言葉<sup>ことば</sup>で 年金<sup>ねんきん</sup>の 相談<sup>そうだん</sup>が できます。

相談<sup>そうだん</sup>は、無料<sup>むりょう</sup>です。

# そうだん 相談する とき

ねんきんじむしょ  
年金事務所



あなた



そうだん  
相談したい ときは、あなたが ねんきんじむしょ  
年金事務所に い  
行くか、

そうだん  
相談する とき

あなた



こくみんねんきん

国民年金 のこと

0570-003-004

けんこうほけん

健康保険や

こうせいねんきんほけん

厚生年金保険の こと

0570-007-123

ねんきん

年金を もらう とき

だったいいちじきん

脱退一時金の こと

0570-05-1165

※海外から 電話する とき

03-6700-1165

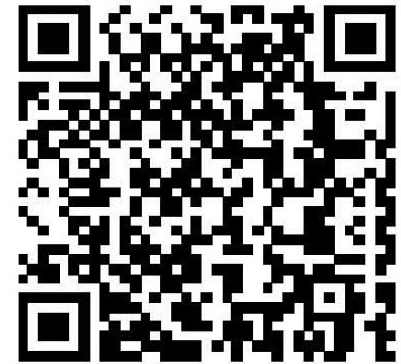
でんわ  
こちらに 電話して ください。

にほんご

 日本語の ページ

いろいろな 国（くに）の ことばで  
年金（ねんきん）の 相談（そうだん）ができます

[https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation\\_japan.html](https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_japan.html)



えいご

 英語の ページ

Consultations in multiple languages

[https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation\\_eg.html](https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_eg.html)



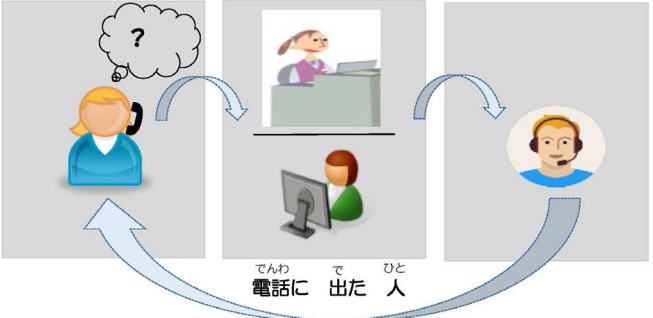
くわ

にっぽんねんきんきこう

み

詳しくは、日本年金機構の ホームページを 見て ください。

## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                                                                                                                               | 音声（ナレーション・セリフ等）                              |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1-1 | <p>がいこくじん<br/>外国人の みなさまへ</p> <p>でんわ      つか      つうやく<br/><b>電話を 使った 通訳サービス</b></p> <p>— Interpretation Service —</p> <p> <b>日本年金機構</b><br/>Japan Pension Service</p> <p>がいこくじん<br/>外国人の みなさまへ</p> | <p>ナレーション<br/>外国人の みなさまへ</p>                 |
| 1-2 | <p>あなた      ねんきんじむしょ      ひと      つうやく      ひと<br/>年金事務所の      通訳する      人</p>  <p>でんわ      つか      つうやく      はな<br/>電話を      使った      通訳サービスに      ついて      話します。</p>                            | <p>ナレーション<br/>電話を 使った 通訳サービスに ついて お話します。</p> |

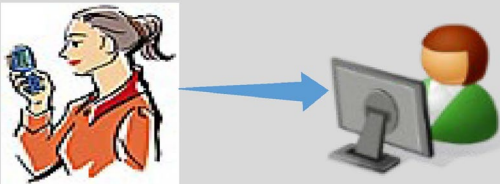
【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 音声（ナレーション・セリフ等）                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 2   | <div> <div>にほんご<br/>日本語</div> <div>ポルトガル語<br/>(Português)</div> <div>インドネシア語<br/>(Bahasa Indonesia)</div> <div>えいご<br/>英語<br/>(English)</div> <div>スペイン語<br/>(Español)</div> <div>タイ語<br/>(ภาษาไทย)</div> <div>ちゅうごくご<br/>中国語<br/>(中文)</div> <div>タガログ語<br/>(Tagalog)</div> <div>ネパール語<br/>(नेपाली)</div> <div>かんこくご<br/>韓国語<br/>(한국어)</div> <div>ベトナム語<br/>(Tiếng Việt)</div> <div>ミャンマー語<br/>(မြန်မာဘာသာ)</div> </div> <p>いろいろな 国の 言葉で 年金の 相談が できます。<br/>相談は、無料です。</p> | <p>ナレーション<br/>いろいろな 国の 言葉で 年金の 相談が できます。<br/>相談は、無料です。</p> |
| 3-1 | <div> <div>・「月・火・水・木・金」がわかる画像</div> <div>・「午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分<br/>まで」がわかる画像</div> </div> <p>つか 使える 時間は、年金事務所が 開いている ときです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>ナレーション<br/>使える 時間は、年金事務所が 開いている ときです。</p>               |

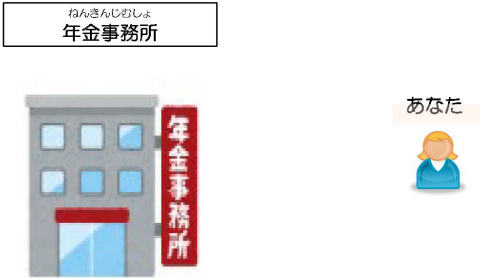
## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 音声（ナレーション・セリフ等）                        |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 3-2 | <div> <div>えいご しゅう ひ ごご じ つか<br/>英語は 週の 最初の 日、午後7時まで 使えます！</div> <div> <div>・「週のはじめの日」がわかる画像</div> <div>・「午後7時 まで」がわかる画像</div> </div> <div> <div>えいご だい とうようび ごぜん じ ぶん ごご じ つか<br/>英語は 第2土曜日は、午前9時30分 から 午後4時 まで 使えます！</div> <div> <div>・「第2土曜日」がわかる画像</div> <div>・「午前9時30分から 午後4時 まで」がわかる画像</div> </div> <div>えいご じかん<br/>英語は こちらの 時間も 使えます。</div> </div> </div> | <p>ナレーション<br/>英語は こちらの 時間も 使えます。</p>   |
| 4-1 | <div> <div>・「年金事務所でお客様が相談していること」がわかる画像</div> <div>  </div> <div>ねんきんじむしょ まどぐち そうだん<br/>年金事務所の 窓口で 相談する ときや、</div> </div>                                                                                                                                                       | <p>ナレーション<br/>年金事務所の 窓口で 相談する ときや、</p> |

## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                       | 音声（ナレーション・セリフ等）                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 4-2 | <p>・お客様が電話で相談していることがわかるイラスト</p>  <p>でんわ      そうだん      つか<br/>電話で   相談する   ときに   使えます。</p> | <p>ナレーション<br/>電話で 相談する ときに 使えます。</p>          |
| 5-1 | <p>ねんきんじむしょ      そうだん<br/>年金事務所で   相談する   とき</p> <p>ねんきんじむしょ      そうだん      つか      かた      はな<br/>年金事務所で   相談する   ときの   使い方を   お話します。</p>                                  | <p>ナレーション<br/>年金事務所で 相談する ときの 使い方を お話します。</p> |

## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                                                                                                             | 音声（ナレーション・セリフ等）                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 5-2 | <p>ねんきんじむしょ そうだん<br/>年金事務所で 相談する とき</p>  <p>ねんきんじむしょ<br/>年金事務所</p> <p>あなた</p> <p>① ねんきんじむしょ あなたが い 行く。</p>                                                                       | <p>ナレーション</p> <p>① 年金事務所に あなたが 行く。</p>              |
| 5-3 | <p>ねんきんじむしょ そうだん<br/>年金事務所で 相談する とき</p>  <p>ねんきんじむしょ まどぐち<br/>年金事務所の 窓口</p> <p>ねんきんじむしょ ひと<br/>年金事務所の 人</p> <p>あなた</p> <p>② ねんきんじむしょ ひと つか ことば<br/>年金事務所の 人に 使いたい 言葉を しらせる。</p> | <p>ナレーション</p> <p>②年金事務所にの人に あなたが 使いたい 言葉を しらせる。</p> |

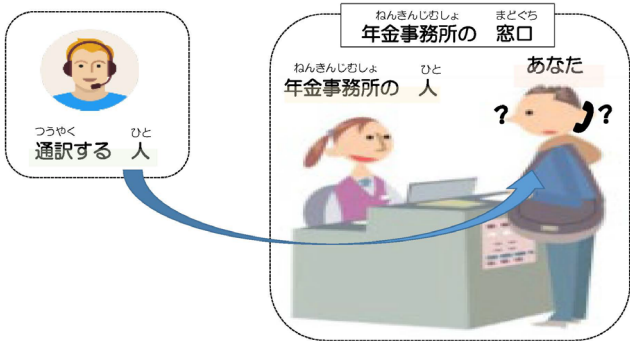
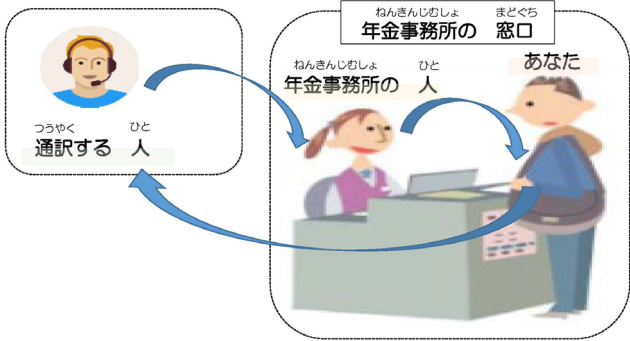
## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                | 音声（ナレーション・セリフ等）                                |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 5-4 | <p>ねんきんじむしょ そうだん<br/>年金事務所で 相談する とき</p> <p>③ ねんきんじむしょ ひと つうやく ひと でんわ<br/>年金事務所の 人が 通訳する 人に 電話する。</p> | <p>ナレーション<br/>③年金事務所の人が 通訳する 人に 電話する。</p>      |
| 5-5 | <p>ねんきんじむしょ そうだん<br/>年金事務所で 相談する とき</p> <p>④ あなたが つうやく ひと き<br/>あなたが 通訳する 人へ 聞きたい ことを しらせる。</p>      | <p>ナレーション<br/>④あなたが 通訳する 人へ 聞きたい ことを しらせる。</p> |

## 【別添 1 - 1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                              | 音声（ナレーション・セリフ等）                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 5-6 | <p>ねんきんじむしょ そうだん<br/>年金事務所で 相談する とき</p> <p>⑤ つうやく ひと ねんきんじむしょ ひと<br/>通訳する 人が 年金事務所の 人に<br/>あなたが 聞きたい ことを しらせる。</p> | <p>ナレーション<br/>⑤通訳する 人が 年金事務所の 人に あなたが 聞きたい ことを しらせる。</p> |
| 5-7 | <p>ねんきんじむしょ そうだん<br/>年金事務所で 相談する とき</p> <p>⑥ ねんきんじむしょ ひと つうやく ひと こと<br/>年金事務所の 人が 通訳する 人に 答える。</p>                 | <p>ナレーション<br/>⑥年金事務所の人が 通訳する 人に 答える。</p>                 |

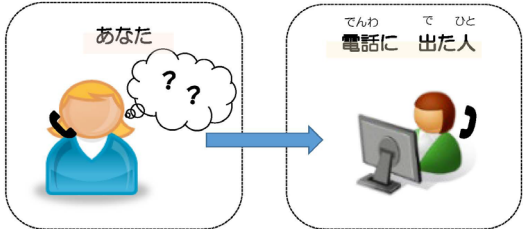
## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                   | 音声（ナレーション・セリフ等）                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 5-8 | <p>ねんきんじむしょ そうだん<br/>年金事務所で 相談する とき</p>  <p>⑦ 通訳する 人が あなたに 年金事務所の 人が 答えた ことを しらせる。</p> | <p>ナレーション<br/>⑦通訳する人が あなたに 年金事務所の人が 答えた ことを しらせる。</p> |
| 5-9 | <p>ねんきんじむしょ そうだん<br/>年金事務所で 相談する とき</p>  <p>⑧あなたが 聞きたい ことが なくなるまで 繰り返して、終わる。</p>      | <p>ナレーション<br/>⑧あなたが 聞きたい ことが なくなるまで 繰り返して、終わる。</p>    |

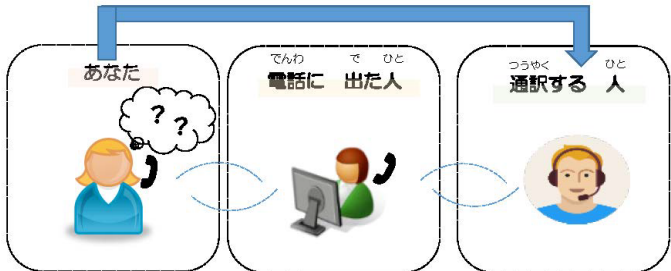
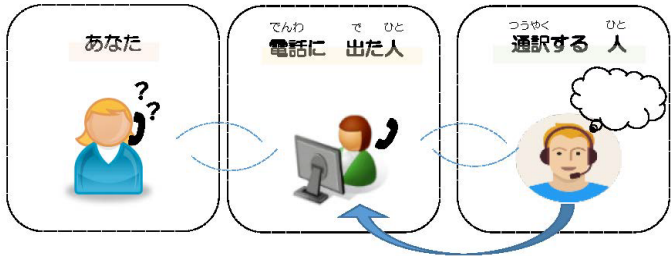
## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 音声（ナレーション・セリフ等）                                 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 6-1 | <p>でんわ そうだん<br/>電話で 相談する とき</p> <p>あなたが でんわ そうだん つか かた はな<br/>電話で 相談する ときの 使い方を お話します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>ナレーション<br/>あなたが 電話で 相談する ときの 使い方を お話します。</p> |
| 6-2 | <p>でんわ そうだん<br/>電話で 相談する とき</p> <p>あなた</p>  <p>こくみんねんきん<br/>国民年金 のこと 0570-003-004</p> <p>けんこうほけん<br/>健康保険や<br/>こうせいねんきんほけん<br/>厚生年金保険の こと 0570-007-123</p> <p>ねんきん<br/>年金を もらう とき 0570-05-1165<br/>だったいいちじきん<br/>脱退一時金の こと ※海外から 電話する とき 03-6700-1165</p> <p>① あなたが でんわ<br/>電話する。</p> | <p>ナレーション<br/>① あなたが 電話する。</p>                  |

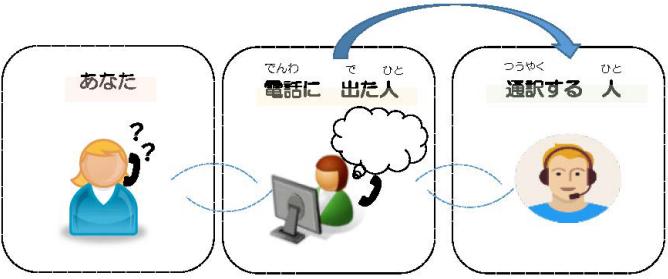
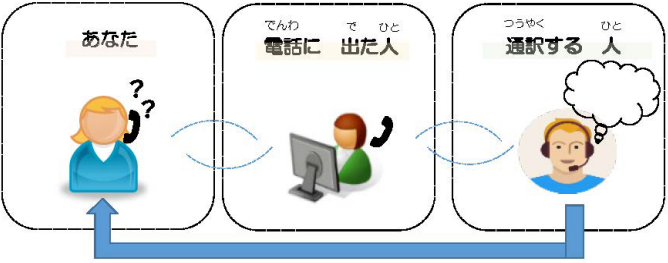
## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                        | 音声（ナレーション・セリフ等）                                         |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 6-3 | <p>でんわ そうだん<br/>電話で 相談する とき</p>  <p>② あなたが でんわ で ひと<br/>つか 電話に 出た人<br/>に 使いたい 言葉を しらせる。</p> | <p>ナレーション<br/>②あなたが 電話に 出た人に 使いたい 言葉を しらせる。</p>         |
| 6-4 | <p>でんわ そうだん<br/>電話で 相談する とき</p>  <p>③ 電話に 出た人が 通訳する 人に<br/>あなたが 使いたい 言葉を しらせる。</p>         | <p>ナレーション<br/>③電話に 出た人が 通訳する 人に あなたが 使いたい 言葉を しらせる。</p> |

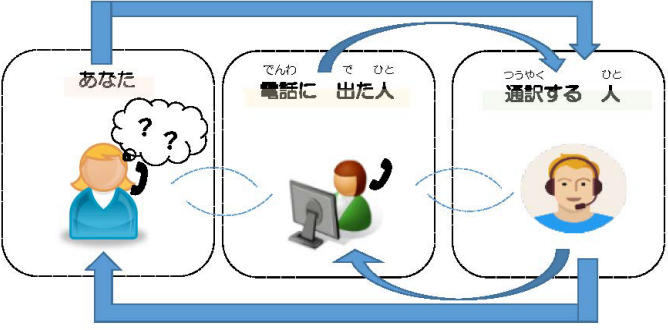
## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                             | 音声（ナレーション・セリフ等）                                          |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 6-5 | <p>でんわ そうだん<br/>電話で 相談する とき</p>  <p>④ あなたが つうやく ひと き 通訳する 人に 聞きたい ことを しらせる。</p>                  | <p>ナレーション<br/>④あなたが 通訳する 人に 聞きたい ことを しらせる。</p>           |
| 6-6 | <p>でんわ そうだん<br/>電話で 相談する とき</p>  <p>⑤ つうやく ひと でんわ で ひと 通訳する 人が 電話に 出た人に あなたが 聞きたい ことを しらせる。</p> | <p>ナレーション<br/>⑤通訳する 人が 電話に 出た 人に あなたが 聞きたい ことを しらせる。</p> |

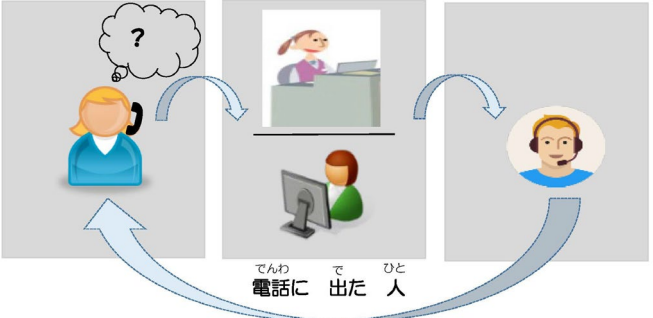
## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                   | 音声（ナレーション・セリフ等）                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 6-7 | <p>でんわ そうだん<br/>電話で 相談する とき</p>  <p>⑥ でんわ 電話に 出た人が 通訳する 人に 答える。</p>                    | <p>ナレーション<br/>⑥電話に 出た 人が 通訳する 人に 答える。</p>               |
| 6-8 | <p>でんわ そうだん<br/>電話で 相談する とき</p>  <p>⑦ 通訳する 人が あなたに<br/>でんわ 電話に 出た人が 答えた ことを しらせる。</p> | <p>ナレーション<br/>⑦通訳する 人が あなたに 電話に 出た 人が 答えた ことを しらせる。</p> |

## 【別添 1－1】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 音声（ナレーション・セリフ等）                                    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 6-9 | <p>でんわ そうだん<br/>電話で 相談する とき</p>  <p>⑧ あなたが 聞きたい ことが なくなる まで<br/>繰り返して、終わる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>ナレーション<br/>⑧あなたが 聞きたいことが なくなる まで 繰り返して、終わる。</p> |
| 7   | <p>にほんご<br/>日本語の ページ</p> <p>いろいろな 国（くに）の ことばで<br/>年金（ねんきん）の 相談（そうだん）ができます</p> <p><a href="https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_japan.html">https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_japan.html</a></p>  <p>えいご<br/>英語の ページ</p> <p>Consultations in multiple languages</p> <p><a href="https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_eg.html">https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_eg.html</a></p>  <p>くわ につぽんねんきんきこう み<br/>詳しくは、日本年金機構の ホームページを 見て ください。</p> | <p>ナレーション<br/>詳しくは、日本年金機構の ホームページを 見て ください。</p>    |

## 【別添 1－2】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                                                                                                                               | 音声（ナレーション・セリフ等）                              |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1-1 | <p>がいこくじん<br/>外国人の みなさまへ</p> <p>でんわ      つか      つうやく<br/><b>電話を 使った 通訳サービス</b></p> <p>— Interpretation Service —</p> <p> <b>日本年金機構</b><br/>Japan Pension Service</p> <p>がいこくじん<br/>外国人の みなさまへ</p> | <p>ナレーション<br/>外国人のみなさまへ</p>                  |
| 1-2 | <p>あなた      ねんきんじむしょ      ひと      つうやく      ひと<br/>年金事務所の      通訳する      人</p>  <p>でんわ      つか      つうやく      はな<br/>電話を      使った      通訳サービスに      ついて      話します。</p>                            | <p>ナレーション<br/>電話を 使った 通訳サービスに ついて お話します。</p> |

## 【別添 1－2】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 音声（ナレーション・セリフ等）                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 2   | <div> <div>にほんご<br/>日本語</div> <div>ポルトガル語<br/>(Português)</div> <div>インドネシア語<br/>(Bahasa Indonesia)</div> <div>えいご<br/>英語<br/>(English)</div> <div>スペイン語<br/>(Español)</div> <div>タイ語<br/>(ภาษาไทย)</div> <div>ちゅうごくご<br/>中国語<br/>(中文)</div> <div>タガログ語<br/>(Tagalog)</div> <div>ネパール語<br/>(नेपाली)</div> <div>かんこくご<br/>韓国語<br/>(한국어)</div> <div>ベトナム語<br/>(Tiếng Việt)</div> <div>ミャンマー語<br/>(မြန်မာဘာသာ)</div> </div> <p>いろいろな 国の 言葉で 年金の 相談が できます。<br/>相談は、無料です。</p> | <p>ナレーション<br/>いろいろな 国の 言葉で 年金の 相談が できます。<br/>相談は、無料です。</p> |
| 3-1 | <p>そうだん<br/>相談する とき</p> <div> <div>ねんきんじむしょ<br/>年金事務所</div> <div>  <div>あなた</div>  </div> </div> <p>そうだん<br/>相談したい ときは、あなたが 年金事務所に 行くか、</p>                                                                                                                                                        | <p>ナレーション<br/>相談したい ときは、あなたが 年金事務所に 行くか、</p>               |

## 【別添 1 - 2】ナレーション原稿

| #   | 映像（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 音声（ナレーション・セリフ等）                                 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 3-2 | <p>そうだん<br/>相談する とき</p> <div> <div>  <p>あなた</p> </div> <div> <p>こくみんねんきん<br/>国民年金 のこと 0570-003-004</p> <p>けんこうほけん<br/>健康保険や<br/>こうせいねんきんほけん<br/>厚生年金保険の こと 0570-007-123</p> <p>ねんきん<br/>年金を もらう とき 0570-05-1165<br/>だったいいちじきん<br/>脱退一時金の こと ※海外から 電話する とき<br/>03-6700-1165</p> </div> </div> <p>でんわ<br/>こちらに 電話して ください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>ナレーション<br/>こちらに 電話して ください。</p>               |
| 4   | <p>にほんご<br/>📄 日本語の ページ</p> <p>いろいろな 国（くに）の ことばで<br/>年金（ねんきん）の 相談（そうだん）ができます</p> <p><a href="https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_japan.html">https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_japan.html</a></p>  <p>えいご<br/>📄 英語の ページ</p> <p>Consultations in multiple languages</p> <p><a href="https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_eg.html">https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation_eg.html</a></p>  <p>くわ<br/>詳しくは、日本年金機構の ホームページを 見て ください。</p> | <p>ナレーション<br/>詳しくは、日本年金機構の ホームページを 見て ください。</p> |

がいこくじん  
外国人の  
みなさまへ

あなたが <sup>つか</sup>使いたい ことばで  
<sup>ねんきん</sup>年金の <sup>そうだん</sup>相談が できます！

## ことば 言葉

えいご ちゅうごくご かんこくご ご ご ご  
英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語  
ご ご ご ご ご  
ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

## じかん 時間

げつようび きんようび ごぜん じ ぶん ごご じ ふん  
月曜日～金曜日 午前8時30分 から 午後5時15分 まで  
えいご しゅう ひ ごご じ  
英語は、週の はじめの 日の 午後7時まで と、  
だい とうようび じ ぶん じ つか  
第2土曜日の、 午前9時30分 から 午後4時 まで 使えます。

くわ につぽんねんきんきこう み  
詳しくは、日本年金機構の ホームページを 見てください！

く  
いろいろな 国の ことばで  
ねんきん そうだん  
年金の 相談が できます！

にほんご  
《やさしい日本語》

<https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation-japan.html>..



Consultations  
in multiple languages

えいご  
《英語》

<https://www.nenkin.go.jp/international/interpretation/interpretation-eg.html>..



日本年金機構

Japan Pension Service

# 業務委託契約書（案）

収入印紙  
貼 付

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

## 記

契約件名 「多言語通訳サービスの概要動画」及び「多言語通訳サービスの概要リーフレットのデザイン」作成業務

契約金額 \_\_\_\_\_円  
(うち消費税等額 \_\_\_\_\_円)

契約保証金 全額免除

### (総則)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に成果物の納入が義務付けられている場合は、その成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

### (法令遵守等)

第2条 本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

2 乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

3 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

### (労働法上の責任)

第3条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60

年法律第88号)、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

- 2 乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

#### (仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

#### (委託期間等)

第5条 当該業務の委託期間、履行期限及び履行場所は、次のとおりとする。

委託期間：令和7年9月11日から令和8年1月30日まで

履行期限：仕様書等のおり

履行場所：仕様書等のおり

#### (サービス品質に関する合意)

第6条 甲及び乙は、契約締結に当たり、目標とすべき業務の品質に関する合意事項について、書面を作成することとする。なお、この書面については、仕様書の一部とする。

- 2 乙は、前項の目標とする業務の品質について、定期的な進捗管理を行うとともに、甲と緊密な連携をもって、目標を達成するよう努力をしなければならない。

#### (情報の取得)

第7条 乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合については、速やかに提出するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合については、この限りではない。

#### (個人情報の取扱いにかかる規則等)

第8条 乙は、就業規則等において、以下に掲げる事項を当該業務の開始までに定めなければならない。

- (1) 個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)の取扱いにかかる業務に関する取扱規程
- (2) 個人情報の取扱状況の点検及び監査に関する規程
- (3) 個人情報の取扱いに関する業務委託員の役割・責任にかかる規程
- (4) 個人情報の取扱いに関する規程に違反した業務委託員に対する処分の内容

- 2 乙は、当該業務に従事する業務委託員の使用者としての法令上の全ての責任及び

監督の責任を負わなければならない。

- 3 乙は、業務委託員に対し甲の構内にいる間、甲の職場秩序を維持する定めを遵守させるものとする。

（個人情報保護に関する体制の整備）

第9条 乙は、当該業務の開始までに業務委託員の中から、個人情報の安全管理にかかる業務遂行の総責任者（以下「総括管理責任者」という。）及び個人情報の取扱いを行う部署における管理者（以下「部署管理者」という。）を選任するとともに、個人情報の取扱状況の点検計画を策定し、点検の実施管理者（以下「点検管理者」という。）を選任しなければならない。

- 2 乙は、総括管理責任者に次の各号の事務を行わせることとする。

- (1) 個人情報の取扱いに関する規程等の承認及び業務委託員への周知
- (2) 部署管理者の任命
- (3) システムを使用する場合においては、個人情報へのアクセス権限を管理する者の任命
- (4) 部署管理者からの報告聴取及び助言・指導
- (5) 業務委託員に対する教育・研修の企画
- (6) その他当該業務全体における個人情報保護に関すること

- 3 乙は、部署管理者に、当該部署管理者が所管する部署における次の各号の事務を行わせることとする。

- (1) 当該業務の事務管理
- (2) 個人情報取扱者（業務委託員のうち、個人情報を取り扱う者をいう。）の指定及び変更等の管理
- (3) 届書（届書の複写複製等を行ったものを含む。）の保管場所の指定及び管理
- (4) 個人情報の取扱状況の把握
- (5) 業務委託員に対する教育・研修の実施
- (6) 総括管理責任者に対する報告
- (7) その他個人情報の安全管理に関すること

- 4 乙は、総括管理責任者、部署管理者及び点検管理者等から、個人情報の取扱規程違反等、不適切な個人情報の取扱いにかかる報告があった場合には、速やかにその改善を行う。

- 5 乙は、当該業務の開始までに個人情報の漏えい等が発生した場合における原因調査、再発防止及び事後対策等の検討のための対応体制を整備する。

- 6 乙は、総括管理責任者及び部署管理者を選任したときは、仕様書等に定める期日までに、甲に対して、その承認を申請しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（教育・訓練等の実施）

第10条 乙は、当該業務の開始前及び随時に、業務委託員に対し個人情報の取扱いにかかる教育、訓練を行う。

- 2 乙は、当該業務の開始前、定期的及び随時に、前項に定める教育、訓練において、当該業務に従事する業務委託員に対し日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）第31条第2項の守秘義務規定が適用され、これに違反した場合には、機構法第57条の罰則の適用対象になり得る旨及び個人情報保護にかかる取扱規則等に違反した場合の処分についての周知をしなければならない。

- 3 乙は、個人情報の取扱いに関する規程、業務委託員に対する教育、訓練内容等について、定期的な見直しを行わなければならない。

(業務履行体制の整備等)

- 第11条 乙は、仕様書等に定める期日までに、これらに定める業務履行体制を整備しなければならない。
- 2 甲は、業務履行体制を確認するため、当該業務の開始前に乙の作業場所に立ち入り、検査をすることができるものとする。甲が、乙の業務履行体制が仕様書等と合致していないと判断した場合、乙に期日を定めて改善を指示するものとし、乙はその期日までにこれを改善しなければならない。
- 3 乙は、当該業務の処理、業務委託員の服務等の監督を行うための体制並びに現場責任者及び現場責任者の不在時の補助者となる者を定め、仕様書等に定める期日までに甲に通知しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 4 乙は、業務委託員の氏名等を仕様書等に定める期日までに甲に通知するものとし、業務委託員以外の者に当該業務を行わせてはならない。

(秘密の保持等)

- 第12条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
- 2 乙は、当該業務の開始前に、業務委託員と、個人情報や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結するとともに、更に秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。
- 3 前項で締結する守秘義務契約には、当該契約に基づく守秘義務が機構法第31条第2項に基づくもので、これに違反した場合には機構法第57条の罰則が適用され得るものであることのほか、契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。
- 4 乙は、第2項の守秘義務契約を締結するに際し、業務委託員から、乙が甲に対し同守秘義務契約書の写しを提出することの同意を得なければならない。
- 5 乙は、前項の規定により業務委託員と守秘義務契約を締結した旨の報告書及び守秘義務契約書の写しを、仕様書等に定める期日までに甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(情報の帰属)

- 第13条 当該業務の実施にかかる全ての情報は、甲に帰属する。ただし、当該業務の実施前より乙に帰属している情報は除くものとする。

(情報等の適正な取扱い)

- 第14条 乙は、当該業務の実施に際し入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない。
- 2 乙は、当該業務の実施に際し入手した情報の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 乙は、当該業務の実施に当たり、複写複製等を行う必要がある場合は、あらかじめ

め甲の承認を受けるものとする。

- 4 乙は、前項の規定により複写複製物等を作成していた場合において、当該業務が終了し、又は甲からの指示があったときは、いずれも甲の指示に従い適切に廃棄又は消去した上、作業の完了を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項を遵守するための措置を講じなければならない。
- 6 乙は、甲から貸与された情報の媒体等は業務終了後又は甲が指定する期日までに返却しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第15条 乙は、当該業務の全部又は仕様書等に定める主体的部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

- 第16条 乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適當であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適當であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。
  - 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
  - 4 第1項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
  - 5 乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(災害時の対応)

- 第17条 乙は、当該業務の実施に際し、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、当該業務における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 2 乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、当該業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

(報告及び検査)

第18条 乙は、業務結果について、報告書を作成し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果、不合格となった場合、乙は、監督職員の指示に従い遅滞なく当該業務を補正しなければならない。
- 3 乙は、仕様書等に示す成果物又は業務実施報告書を作成し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 4 検査職員は前項に規定する成果物又は業務実施報告書を受領した日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
- 5 乙は、第3項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 6 甲は、第3項の検査の結果、乙の作成した成果物又は業務実施報告書が、仕様書等で示す品質を満たしていないと判断した場合は、当該成果物又は業務実施報告書について、不合格と判定するとともに、期日を定めて乙にこれの補正を指示するものとする。
- 7 乙は、前項の規定による指示があった場合は、甲が指定する期日までに、該当する成果物又は業務実施報告書を補正の上、再提出し、改めて第3項に規定する検査を受けなければならない。

#### （監督）

- 第19条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。
- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

#### （調査等）

- 第20条 甲は、乙に対し、随時に当該業務に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。
- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
  - 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。
  - 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
  - 5 甲が番号法第11条及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条に基づく適切な監督を実施するために、乙は、甲の求めに応じ必要な資料を提出しなければならない。
  - 6 前2項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
  - 7 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し当該業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

#### （監査）

- 第21条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断した場合には、事前に通知することなく立入監査を実施することができるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第22条 本契約に基づく成果物の所有権は、第18条第3項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときより、甲は乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(事故報告等)

- 第23条 乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき
  - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
  - 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。本契約終了後においても同様とする。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。
  - 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
  - 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
  - 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第20条による調査等及び第21条による監査を行うことができる。
  - 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
  - 8 乙は、次の各号の一に該当したときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。ただし、本契約締結以前に第2号から第4号までの認定を受けていない場合は、この限りではない。
    - (1) 情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたとき
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）が取り消されたとき
    - (3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナくるみん認定）が取り消されたとき

- (4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）が取り消されたとき

（公益通報者の保護）

第24条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（対価の支払）

第25条 乙は、第18条第3項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に請求することができることとする。

2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第26条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第27条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通

知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(特許権等の費用負担)

第28条 当該業務の実施に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

(著作権等)

第29条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

- (1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。)は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。

ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。

- (2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面で取り付けなければならない。
- (4) 甲は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

(契約不適合責任)

第30条 甲は、本契約に基づく成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求によ

る履行の追完をするとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第31条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(履行不能等の通知)

第32条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第33条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、成果物が契約不適合である場合において、第30条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第38条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 本契約締結後、乙が仕様書等に定める業務履行体制を確保できないと認められるとき。
- (3) 第5条に規定する履行期限内に仕様書等に定める業務を完了しないとき。
- (4) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (6) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
  - (7) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
  - (8) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
  - (9) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
  - (10) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (11) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
  - (12) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
  - (13) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
  - (14) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
  - (15) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
  - (16) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
  - (17) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
  - (18) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。  
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
    - イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
    - ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
  - (19) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
  - (20) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。
  - (21) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
  - (22) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
  - (23) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
  - (24) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 4 本契約の再委託先において、前項第17号及び第21号から第23号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 5 甲は、乙から提供される業務の品質が、本契約の締結の際に定められた業務の品質に関する合意に達しない場合で、かつ、その改善が見込めない場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第2項から前項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合には、委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

#### (違約金)

- 第34条 前条第2項から第5項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第18条第3項の規定による検査が完了した期間に相当する金額又は納品され合格となった成果物の対価を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項に規定する違約金額が、第36条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

#### (乙の解除権)

- 第35条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

- 第36条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第33条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
  - 3 第33条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときには、乙は甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。この損害額が第34条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
  - 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対して生じた損害を賠償しなければならない。ただし、第45条第1項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
  - 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。
  - 6 第20条第4項の規定により、甲が当該業務の全部又は一部を中止した場合、乙は、これによって乙に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。

#### (事情の変更)

第37条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第38条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第39条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独

占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

第40条 第38条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第41条 乙が第39条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(施設、機器等の使用)

第42条 甲は、甲の構内において、乙が当該業務を行う場合については、当該履行場所における施設機器及び電力等は無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の規定により使用を認められた施設、機器等については、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

(補償事項)

第43条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の業務委託員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

(業務の処理責任)

第44条 乙の行う当該業務の処理に誤り又は不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行うとともに、甲に生じた損害につき賠償する責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な契約不適合があった場合等乙の責に基づかない場合はこの限りではない。

(知的財産権)

第45条 乙は、仕様書等に定める委託内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(損害賠償等にかかる調査)

第46条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

3 前2項の規定は、当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に再委託する場合において、当該第三者に対しても適用する。

(支払対価の相殺)

第47条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第48条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第49条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第50条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第12条第1項及び第6項、第23条第1項、第2項及び第6項、第24条、第26条、第30条、第31条、第33条第3項、第36条、第39条、第41条、第43条から前条まで及び本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西 3-5-24  
日本年金機構 理事長代理人  
お客様サービス推進部長 野口 達夫 印

乙 ○○○○ ○○ ○○ 印

## 著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所  
法人名又は商号  
氏 名

印

1. 契約名称

2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、その発生と同時に、日本年金機構に譲渡することを異議なく承諾いたします。

また、当該著作物に関する著作者人格権を、自ら行使せず、当該著作物の作成者その他の第三者に行使させないことを誓約いたします。

以上